産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月 31 日
経済産業政策局産業創造課
経済産業政策局産業組織課
経済産業政策局地域経済産業政策課
ＧＸグループＧＸ推進企画室

経済産業省は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第４項第２号及び第８号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を改正するので、同法第 43 条第５項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

１．命令等の題目

産業競争力強化法施行規則（平成 30 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を改正する命令

２．命令等の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

本件は、以下のとおり、行政手続法第 39 条第 4 項第 2 号及び第 8 号に該当するため、事前の案の公示及び意見の募集は行いませんでした。

○第 11 条の２：所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行に伴い、必要な事項を定める命令を定めるものであり、行政手続法第 39 条第４項第２号に該当します。

○第 12 条：租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第　号）の施行に伴い、必要な事項を定める命令を定めるものであり、行政手続法第 39 条第４項第２号に該当します。

○第 26 条：租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第　号）の施行に伴い、必要となる規定の整備であり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当します。

○第 31 条の３：所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行に伴い、必要な事項を定める命令を定めるものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当します。

○様式第 18：所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行に伴い、必要な事項を定める命令を定めるものであり、行政手続法第 39 条第４項第２号に該当します。

○様式第 19：租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第　号）の施行に伴い、必要となる規定の整備であり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当します。

○様式第 28：所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行に伴い、必要な事項を定める命令を定めるものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当します。

○様式第 48 の２：所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行に伴い、必要な事項を定める命令を定めるものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号に該当します。